

議第12号

令和3年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

令和3年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,895,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川大作

2 病院事業債

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		千円 1,354,000
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,354,000
2 市 債		541,000
	1 市 債	541,000
歳 入 合 計		1,895,000

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管理事業費		千円 1,895,000
	1 貸 付 金	541,000
	2 公 債 費	1,354,000
歳 出 合 計		1,895,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>541,000</p> <p>発行額が面額を超過する場合は、その超過額を埋め合わせるために、発行額を削減する必要がある。</p>	<p>証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。</p>	<p style="text-align: right;">%</p> <p>8.0以内</p>	<p>起債の日から据置期間を含め30年以内、元利均等償還法により償還する。ただし、財政の都合等により償還の方法を変更することができる。</p>